

料金体系見直しにおける基本的考え方(案)

1) 家庭用 4 m³以下の取扱いについて

料金表から 4 m³を除外し、同制度の代替措置として、軽減制度を設ける。

- ・軽減制度の内容→ 現行「家庭用 4 m³」を世帯全員が 65 歳以上である場合に適用する。
- ・経過措置→ 65 歳未満の者を含む世帯にあって、現行「家庭用 4 m³」に設定していた世帯は、1 年間の経過措置を設け、1 年間は 4 m³相当料金の 1/2 の金額を加えた金額を使用料とする。

2) 料金区分の見直し

ア. 現行の「営業用又は事業用」「官公署・学校用」「病院用」「公衆浴場用」「その他用」を『その他用』に一括する。

- ・「営業用又は事業用」区分と「その他用」区分の整合性を図るための見直し。
- ・「官公署・学校用」区分での該当施設の縮小に伴う使用水量の減少による見直し。
- ・「病院用」区分の施設形態の変更による区分の見直し。
- ・公衆浴場の一部については、現行において減免措置が取られている事での見直し。

イ. 自治会館の区分を「家庭用」とする。(現行区分「その他用」)

- ・町内会負担軽減を図る。

3) 旅館用区分の一部見直し

- ・旅館用区分に 30 人以下を設定→層雲峡地区において小規模宿泊施設を「営業用」区分としていることから、収容人員 30 人以下の区分を設定。

4) メーター使用料の廃止

- ・メーター使用料分を水道使用料に加えた額を基本料金とする。

5) 加入者負担金の廃止

- ・新設者の加入負担金を廃止し、引き込み工事費については、新設者の負担とする。